新潟県条例第３号

新潟県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新潟県政務活動費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
第13条　（略） （電子情報処理組織を使用する方法による提出） 第14条　第10条第１項から第３項までに規定する収支報告書の提出については、これらの規定にかかわらず、電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と収支報告書を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合において、当該収支報告書の提出は、これらの規定により書面により行われた収支報告書の提出とみなす。 ２　前項前段の規定により行われた収支報告書の提出は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。 第15条　（略）	第13条　（略） 第14条　（略）

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。